

令和7年3月19日

宗像市マイクロバスの使用手続きについて
(コミュニティ運営協議会及び関係団体用)

1. 使用できる団体

コミュニティ運営協議会や自治会等 (以下、協議会等)

2. 使用要件

- ・協議会等が「地域福祉」「防災活動」「青少年健全育成」いずれかを目的とする視察や研修等であって市が認める場合
- ・使用可能な人数：10人以上24人以下 (運転手を除く)
- ・使用可能な時間帯：午前8時30分から午後5時
- ・午前8時30分はバスの市役所からの出発時間、午後5時はバスの市役所への到着時間です。バス使用後の清掃や忘れ物確認も含めて、時間内に行程を収めるようにしてください。
- ・宿泊は不可です。
- ・年末年始 (12月29日から1月3日まで) は使用できません。

3. 使用の申請

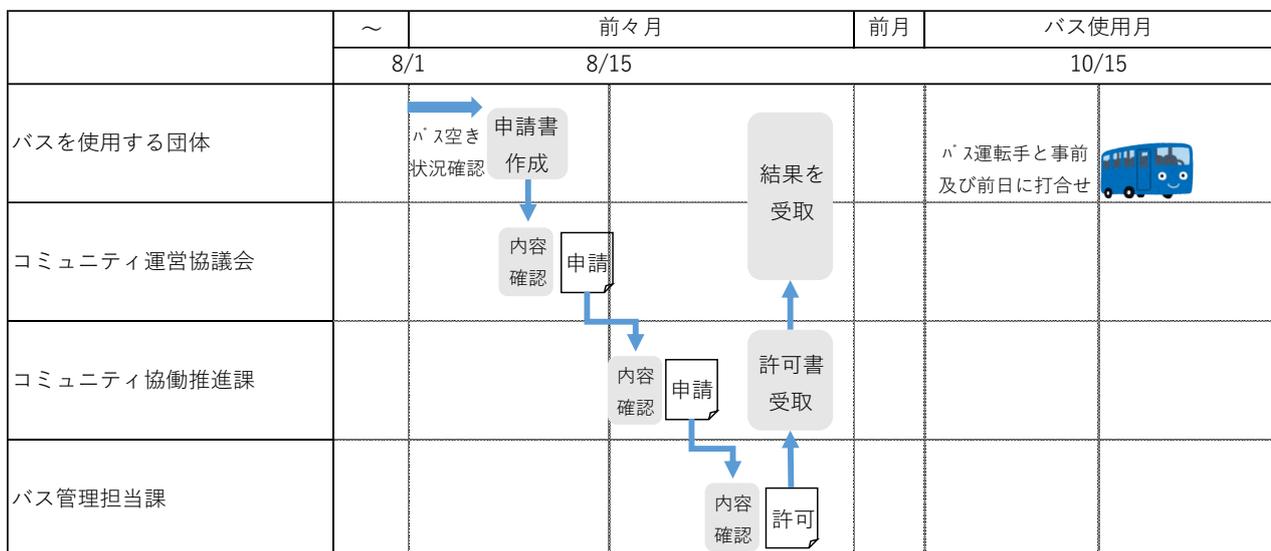
- ・以下の手順で申請を行ってください。
 - ① バスを使用する団体の長がバスの空き状況を市に確認
バスの空き状況はバスを使用する月の前々月の1日から確認できます。
コミュニティ協働推進課にお問い合わせください。
(他の団体と使用日が重ならないように可能な限り調整します)
 - ② バスを使用する団体の長が申請書を作成し、コミュニティ運営協議会に提出
コミュニティ運営協議会から市への提出期限があるので、早めのご提出をお願いします。
申請者は所属するコミュニティ運営協議会の会長です。
 - ③ コミュニティ運営協議会が申請書を確認し、市に提出
バスを使用する月の前々月の15日までにコミュニティ協働推進課にメールで提出してください。
- ・バス使用申請書を作成する際は以下の点にご注意ください。
 - ① 申請書 (行程表含む) は、記入例を参照し時間に余裕をもって作成してください。
 - ② 行程表は運転手の指示書にもなるため、時間や場所が明確に分かる「行程表」にしてください。また、地図等の資料を提出してください。
 - ③ 始点と終点は市役所になります。
 - ④ バスに乗車する方は必ず全員乗車名簿に記入してください。

4. 使用の許可

申請書が提出された後、申請書の内容を審査し、使用日が重なった場合は抽選を行った上で、所属地区のコミュニティ運営協議会とバスを使用する団体の長に結果をメールでご連絡します。使用を許可した場合でも、次のいずれかに該当した際は、許可を取り消す場合があります。なお、許可の取り消しによって生じた損害については、市は一切責任を負いませんのでご了承ください。

- ・ 緊急かつやむを得ない事情により市の機関が使用する必要が生じたとき
- ・ 公用バスに運行上の支障が生じたとき
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・ 使用許可基準に反することが明らかになったとき
- ・ 何らかの理由により、市がバスの運行をできないと判断したとき

【申請から結果連絡までの流れイメージ】



5. 遵守事項

添乗責任者は以下の事項を確認し遵守してください。守られない場合は、次回以降の使用を許可することはできません。

- ・ 事前及び前日に必ずバス運転会社に電話連絡し、行程等の打ち合わせと確認をお願いします。
- ・ 行程ルートを十分に把握して、地図を持参してください。
- ・ 目的地の駐車スペースを事前に確認し、確保してください。
- ・ 高速料金及び駐車場料金は使用団体負担となります。
(運転手の昼食の準備や、心付け等は必要ありません)
- ・ タイヤチェーン・冬用タイヤの対応はできかねます。
- ・ 天候や体調等でやむを得ずバスの使用をキャンセルする場合は、必ずバス使用日の前日までにコミュニティ協働推進課に連絡してください。閉庁日の連絡はバス運転会社をお願いします。

- ・乗車している人に以下の事項を守るよう周知してください。
 - (1) 車内に危険物を持ち込まないこと
 - (2) 車内で飲酒しないこと
 - (3) 車内を清潔に保つこと
 - (4) 乗車中はシートベルトを締め、安全運転の支障となる行為をしないこと
- ・降車の際は必ず忘れ物がないか、バス車内にゴミが残っていないか確認してください。
- ・バス使用後は運転手の指示に従いサインをお願いします。

6. 連絡先

内容	連絡先 (Tel)
バスの空き状況確認	宗像市 コミュニティ協働推進課 3 6 - 5 3 9 4
バスの使用キャンセル	宗像市 コミュニティ協働推進課 3 6 - 5 3 9 4 ※閉庁時はバス運行会社に直接連絡してください (3 5 - 1 1 1 1)
運転手との打ち合わせ	バス運行会社 みなとタクシー株式会社 宮地氏 3 5 - 1 1 1 1 「市のバスの行程打合せの件で」とご連絡ください

【 内容に関する問い合わせ先 】

宗像市 市民協働部

コミュニティ協働推進課 コミュニティ係

TEL : 3 6 - 5 3 9 4